2022年　　月　　日

愛知県立　　　　　　　　　　学校

　　学校長　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　 　 　愛知県高等学校教職員組合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　分会

　　 　　　　　分会長

長時間過密労働解消に関する要求書

　日頃は、本校の教育の充実のため、また、私たち教職員の働きやすい職場環境の整備のため、ご尽力されていることに敬意を表します。

　さて、「時間外在校等時間」の上限を原則「月45時間・年360時間」とする教育委員会規則が、2021年４月１日に施行されました。さらに、県教委は、これに合わせて、「働き方改革ガイドライン」を策定し、各職場へ配付しました。しかし、教育委員会規則が施行され、「働き方改革ガイドライン」が策定されたものの、以前として深刻な長時間過密労働の実態は解消されていません。それは、休職者数が減少していないことからも明らかです。長時間過密労働の解消は「待ったなし」の課題であり、各職場においても、少なくとも「時間外在校等時間」を原則「月45時間・年360時間」にしていくための実効性ある施策を行っていく必要があります。

　また、県教委は、「今年度については、『１年単位の変形労働時間制』の導入を可能とする条例『改正』は行わない」と明言しました。しかし、県教委は「１年単位の変形労働時間」の導入を可能とする条例「改正」を断念した訳ではありません。「１年単位の変形労働時間制」については、文科省自らが「勤務時間を縮減するものではない」と認めています。また、民間の調査によれば、通常の勤務時間の職場に比べて変形労働時間制を導入している職場の方が労働時間が長くなっています。こうした長時間過密労働の解消につながらない制度は断じて導入すべきではありません。

　よりよい教育を行うためには教職員の心身の健康が重要です。しかし、休職者全体に占める精神性疾患の人数は「高止まり」の状況が続いており、この要因に長時間過密労働があることは明らかです。こうした状況を改善していくためには、個々の教職員の健康管理をはかるとともに、時間外勤務縮減・解消に向けた具体的なとりくみを行うことが必要不可欠です。

　そこで、貴職におかれましては、以上の趣旨を踏まえ、長時間過密労働解消に向けて適切な対応をされることを要望し、当面、下記の点について求めます。

記

１　長時間過密労働の縮減・解消に向け、実効性ある施策を行うこと。

　　当面、「時間外在校等時間」の上限を「月45時間・年360時間」にしていくための具体的かつ実効性あるとりくみをすすめること。

２　県教委に対し、「１年単位の変形労働時間制」の導入を可能とする条例「改正」を行わないよう意見具申すること。